

府政政調第287号
令和3年6月4日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

内閣府政策統括官（政策調整担当）
（公印省略）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
の一部を改正する法律の公布について（通知）

平素より障害者施策の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）については、第204回通常国会において令和3年5月28日に成立し、本日6月4日、令和3年法律第56号として公布され、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされたところです。

（別添1）

貴職におかれましては、特に下記第2の4及び5等の改正の概要等について御了知いただきますとともに、その円滑な施行に向けて、福祉、教育その他関係部局（関係事業者の事業を所管している部局を含む。）の間における連携を図り、運用に格別の御配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）、関係機関・団体及び住民に対して、各指定都市におかれましては、関係機関・団体及び住民に対して、改正の趣旨等を広く周知するなど、よろしくお取り計らいいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するため

の支援措置を強化する措置を講ずることとする。

第2 改正の概要

1 国及び地方公共団体の連携協力に係る責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。(第3条関係)

2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に定める事項の追加

国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を、基本方針に定める事項として追加することとする。(第6条第2項関係)

3 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改めることとする。(第8条第2項関係)

4 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制の見直し

国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材の育成及び確保をする責務を明確化することとする。(第14条関係)

5 障害を理由とする差別に関する事例等の収集、整理及び提供の強化

地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。(第16条関係)

第3 施行期日

公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（改正法附則関係）

第4 附帯決議

改正法に関して、衆議院内閣委員会と参議院内閣委員会においてそれぞれ附帯決議が付されているので留意すること。(別添2)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注: 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

改正法	現行
<p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 <u>国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に</u> <u>関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、</u> <u>適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力し</u> <u>なければならぬ。</u></p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向</p> <p>二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項</p> <p>三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項</p> <p>四 <u>国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項</u></p> <p>五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(事業者における障害を理由とする差別の禁止)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において</p>	<p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向</p> <p>二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項</p> <p>三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項</p> <p>(新設)</p> <p>四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(事業者における障害を理由とする差別の禁止)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において</p>

、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 (略)

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができよう必要な体制の整備を図るものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 (略)

(新設)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 本法の施行は、公布の日から三年を待たず、可能な限り早期に行うこと。
- 二 本法並びに本法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針の改定については、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者に周知徹底すること。
- 三 複合的な差別を含め、障害を理由とする差別の解消を総合的に推進するため、次期障害者基本計画の策定を通じて把握した課題について、障害者基本法の見直しを含めて必要な対応を検討すること。
- 四 基本方針において、障害者の権利に関する条約の精神にのっとり、差別の定義に係る基本的な考え方を明記することを検討すること。
- 五 障害のある女性や性的少数者等への複合的な差別の解消について、基本方針、対応要領及び対応指針に明記することを検討すること。また、地方公共団体と連携して、複合的な差別に関する情報の収集、分析を行うこと。
- 六 基本方針等において、障害の分野に応じて、具体的な差別事例や合理的配慮の提供事例を盛り込むことを検討すること。
- 七 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たっては、障害者の権利に関する条約における障害当事者参画の理念等を踏まえ、障害者、障害者団体その他の関係者の意見を聴取すること。
- 八 障害者基本計画の実施状況の監視に当たっては、知的障害者及び精神障害者を含む障害者並びに障害者団体の構成員の参画を検討すること。
- 九 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決に必要な体制を整備するに当たっては、以下の諸点に留意すること。
 - 1 障害を理由とする差別に関する相談について、ワンストップの相談窓口を設けるとともに、国と地方公共団体との連携を強化すること。
 - 2 障害者が安心して相談することができるよう、相談窓口における相談対応者に障害者を加えること。
 - 3 既存の機関によるこれまでの対応について調査、分析し、その結果を公表すること。
- 十 相談窓口については、電話対応だけでなく、FAX、電子メール、SNS等の利用を可能とするなど、

聴覚障害者が利用しやすい体制を整備すること。

十一 障害を理由とする差別の解消に向けた啓発活動に当たっては、障害者団体等が実施している研修に関する情報を可能な限り収集し、その内容も十分に踏まえて検討すること。

十二 障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集及び整理に当たっては、国の各行政機関及び地方公共団体が協力・連携し、データベースの構築等により、情報を共有すること。

十三 障害者差別解消法第五条に基づき環境の整備を行うため、公共施設等のバリアフリー化を推進するための財政措置を含め、必要な措置を講ずること。

十四 国の各行政機関又は地方公共団体が合理的配慮を提供しない場合は、その理由を障害者側に十分説明することに努め、その旨を国の各行政機関及び地方公共団体に周知徹底すること。

十五 障害者差別解消支援地域協議会について、未設置市町村も少なくないことを踏まえ、地方公共団体に對して十分な支援を行うこと。

十六 法令等において用いられている「障害者」のうかんむりの「害」の字を、石くんの「碍」とし、又は、ひらがなの「がい」とするかどうかについての検討に資するため、障害当事者の意向や世論の動向を把握

三

すること。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法の施行は、公布の日から三年を待たず、可能な限り早期に行うこと。
- 二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についての理解がより一層深まるよう啓発に努めるとともに、本法並びに本法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針の改定については、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者等に周知徹底すること。
- 三 複合的な差別を含め、障害を理由とする差別の解消を総合的に推進するため、次期障害者基本計画の策定を通じて把握した課題について、障害者基本法及び障害者虐待防止法の見直しを含めて必要な対応を検討すること。
- 四 基本方針において、障害者の権利に関する条約の精神にのっとり、差別の定義に係る基本的な考え方を明記することを検討すること。
- 五 障害のある女性や性的少数者等への複合的な差別の解消について、基本方針、対応要領及び対応指針に明記することを検討すること。また、地方公共団体と連携して、複合的な差別に関する情報の収集、分析を行うこと。
- 六 基本方針等において、障害の分野に応じて、具体的な差別事例や合理的配慮の提供事例を盛り込むことを検討すること。
- 七 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たっては、障害者の権利に関する条約における障害当事者参画の理念等を踏まえ、障害者、障害者団体その他の関係者の意見を聴取すること。
- 八 障害者基本計画の実施状況の監視に当たっては、知的障害者及び精神障害者を含む障害者並びに障害者団体の構成員の参画を検討すること。
- 九 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決に必要な体制を整備するに当たっては、以下の諸点に留意すること。
 - 1 障害を理由とする差別に関する相談について、たらい回しを防止する等の観点から、ワンストップの相談窓口を設けるとともに、国と地方公共団体との連携を強化すること。
 - 2 障害者が安心して相談することができるよう、相談窓口における相談対応者に障害者を加えること。
 - 3 既存の機関によるこれまでの対応について調査、分析し、その結果を公表すること。
- 十 相談窓口については、電話対応だけでなく、FAX、電子メール、SNS等の利用を可能とするなど、聴覚障害者が利用しやすい体制を整備すること。
- 十一 障害を理由とする差別の解消に向けた啓発活動に当たっては、障害者団体等が実施している研修に関する情報を可能な限り収集し、その内容も十分に踏まえて検討すること。
- 十二 障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集及び整理に当たっては、民間事業者に対し情報の提供等を求めつつ、国の各行政機関及び地方公共団体が協力・連携し、データベースの

構築等により、情報を共有すること。

十三 障害者差別解消法第五条に基づき環境の整備を行うため、公共施設、公共交通機関その他不特定多数の者が利用する施設等のバリアフリー化を推進するための財政措置を含め、必要な措置を講ずること。

十四 合理的配慮の提供に当たつての意思の表明について、知的障害等により本人の意思の表明が困難な場合には家族、介助者等が本人を補佐して行うことも可能であることを、国の各行政機関、地方公共団体及び民間事業者に十分に周知すること。

十五 基本方針、対応要領及び対応方針の改定に当たつては、障害の特性に応じて、ルビ、点字、音声等を用いるなど、全ての人に分かりやすい情報提供となるよう配慮すること。

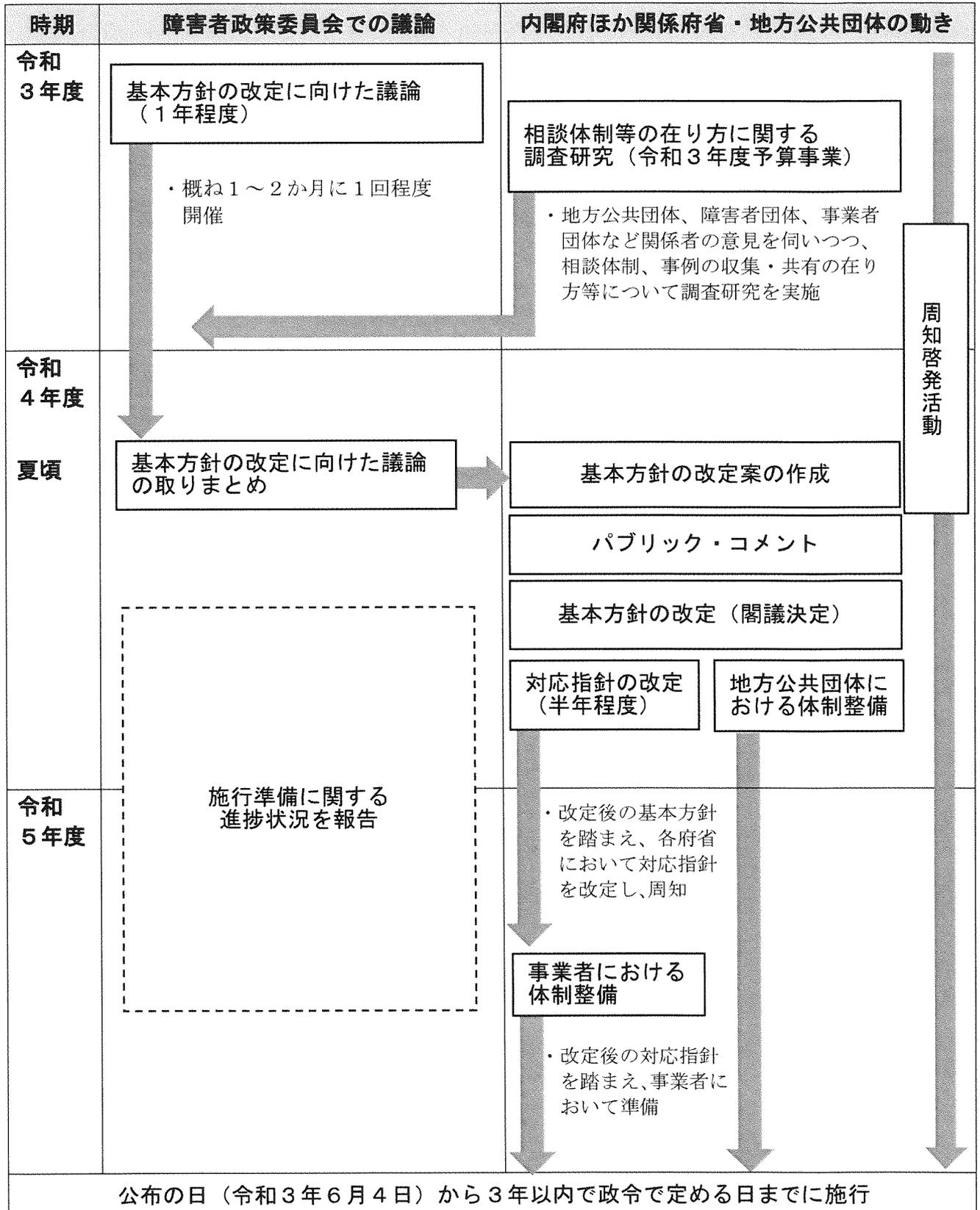
十六 国の各行政機関又は地方公共団体が合理的配慮を提供しない場合は、その理由を障害者側に十分説明することに努め、その旨を国の各行政機関及び地方公共団体に周知徹底すること。

十七 障害者差別解消支援地域協議会について、未設置市町村も少なくないことを踏まえ、地方公共団体に対して十分な支援を行うこと。

十八 法令等において用いられている「障害者」のうかんむりの「害」の字を他の漢字とし、又はひらがなの「がい」とするかどうかの検討に資するため、障害当事者の意向や世論の動向を把握すること。

右決議する。

障害者差別解消法改正法の施行に向けたスケジュール (イメージ)



障害者差別解消法に基づく基本方針の改定に向けた
障害者政策委員会における今後の審議の進め方 (イメージ)

令和 4 年 3 月 4 日

【令和 4 年春以降】

- 基本方針項目別の検討
(相談体制等の在り方に関する調査研究の報告も実施。)

【令和 4 年夏以降】

- 基本方針改定案 (全体) の審議

【年内 (秋以降)】

- 障害者政策委員会の意見として基本方針改定案を取りまとめ

【令和 4 年度中】

- 障害者政策委員会の意見を踏まえ、基本方針の政府案を作成
- パブリックコメント等の手続を経て閣議決定

※ 基本方針の閣議決定後、改正法の施行までに、改定された基本方針を受け、各省庁 (所管分野ごとの対応指針 (ガイドライン) 作成等) や地方公共団体 (相談体制の整備等) において準備を行うほか、周知啓発活動を実施。

→ 公布の日 (令和 3 年 6 月 4 日) から 3 年以内に政令で定める日までに改正法を施行